

St. Luke's International University Repository

本学看護学部看護学科教職課程における養護教諭専門科目の構成

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-05-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 浦口, 真奈美, Uraguchi, Manami メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.34414/00016417

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



〔報告〕

本学看護学部看護学科教職課程における養護教諭専門科目の構成

浦口 真奈美（聖路加国際大学）

1. はじめに

（１）近年、養護教諭の求められる役割と職務特性

現代の子どもは、社会環境の急激な変化に伴い、多様かつ複雑な健康課題を抱えており、教育現場ではこれまで以上に専門性の高い対応が求められている。近年における、都市化、少子化、環境汚染、核家族化、共働き世帯の増加、地域の住民同士のつながりの希薄化に伴うコミュニティとしての子育て機能の低下、遊び場の減少、情報化、国際化、経済格差、家庭における養育機能の低下等、子どもを取り巻く環境は、急速に変化している。それらの環境変化とあわせて、子どもたちは、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、虐待、いじめ、不登校、メンタルヘルス不調、自殺、性の問題、飲酒・喫煙・薬物乱用、インターネット依存、アレルギー疾患、生活習慣の乱れ、偏った栄養摂取、SNSを始めとする様々な事件による被害、貧困等、さまざまな健康課題に直面している。さらに、今般の長期におよぶCOVID-19の感染拡大は、社会不安の高まり、日常生活や教育活動の制限等の急激な環境変化をもたらし、子どもたちにとって、潜在的な健康課題が表面化しやすい状況にある。国際化が進む中、今後新たな新興感染症が発生する可能性もある。多様化、複雑化する子どもたちの健康課題への取り組みも併せて、子どもたちにとって、安全かつ安心した学びや心身の成長発達場として、これまで以上に学校の果たす役割は大きく、特にそれを支える、充実した学校保健活動が求められている。

学校保健活動は、学校内外の教職員や関係者により行われるものであるが、その中心的役割を担っているのが養護教諭である。子ど

もたちの健全な成長発達や健康の保持増進に向け、長期的な視野で、保健医療的観点、教育的観点など多面的にかかわることができる、学校内における唯一の専任専門職が養護教諭である。養護教諭は学校内外の教職員と協働し、年々変化する子どもたちの健康や成長発達、および個別性の高い現代的な健康課題に対応することが求められている。近年の文部科学省の答申や法的な面から、養護教諭の役割の変遷について概観する。

（２）学校保健安全法及び中央教育審議会における養護教諭の役割

これまで、養護教諭の職務は、学校教育法第 28 条に「児童（生徒）の養護をつかさどる」と定められており、保健体育審議会等（文部科学省 1997；1947）において、養護教諭の主要な役割が述べられてきた。特に、保健体育審議会答申（1997）においては、当時いじめ等から起きるメンタルヘルス問題が取りざたされる中で、健康診断や、保健指導、救急処置などの従来示されてきた職務に加え、新たに健康相談活動が養護教諭の役割として位置づけられた。答申では、健康相談活動について、「養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分生かし、児童生徒の様々な訴えに対して、常に心的な要因を念頭に置いて、心身の観察、問題の背景の分析解決のための支援、関係者との連携など心や体の両面への対応を行う健康相談活動である」とされ、養護教諭のカウンセリングスキルが強調された。

近年では、子どもたちの多様化し深刻化する健康課題の実態や、養護教諭の実際の職務状況を踏まえ、中央教育審議会答申（2008）において、養護教諭の役割がより明確化された。具体的には、「学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている」ことや、「学級担任等、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラーなど学校内における連携、また医療関係者や福祉関係者など地域の関

係機関との連携を推進することが必要となっている中、養護教諭はコーディネーターの役割を担う必要がある」こと、「学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることが求められる。そのためには、養護教諭は保健室経営計画¹⁾を立て、教職員に周知を図り連携していくことが望まれる」ことが述べられた。すなわち、子どもたちや教職員の健康の保持増進を図るために、教職員全体で取り組む、学校保健活動において、養護教諭が、学校内外の関係者とのコーディネート役割を担い、学校保健の中心的存在として活動することが示されたのである。そして、養護教諭がセンター的役割を遂行するためには、保健室の運営を保健室経営計画として表現することが求められた。保健室経営計画を学校内外に発信することにより、「児童生徒の心身の健康の保持増進に向けて、ねらいや方策、手立て及び実施状況等を外から見えやすく、わかりやすくしていくこと」につながり、「ひいては教職員、保護者、地域住民及び関係機関等の理解と協力を得られること」が期待される（日本学校保健会 2015：8）。これらからも、学校保健活動の重要な拠点として、養護教諭が保健室を主体的に運営することも求められるようになった。

また、本答申（2008）では、「チーム・ティーチングや兼職発令を受け保健の領域にかかわる授業を行うなど保健学習への参画が増えており、養護教諭の保健教育に果たす役割が増している」と言及されている。兼職発令とは、教育職員免許法の平成 11 年（1999 年）の改正に伴い、附則第 14 項において、養護教諭の免許状を有するもので、3 年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限り、保健の教科の授業を担当することができるようにする規定である。ここから、養護教諭が教科外での保健指導だけでなく、学習指導要領に基づく保健学習にも関わり、保健教育的役割も高まったと言える。

これらの中央教育審議会答申（2008）の内容は、2009年に約半世紀ぶりに内容が一部改正され、名称も改称された学校保健安全法にも反映されている。養護教諭の職務に直接的に関連する点としては、「学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるもの」と規定され、これまで保健室の機能として、健康診断、健康相談、および救急処置のみであったものから（文部科学省 1997）、新たに保健指導が加わり、子どもたちの健康に対し、教育的側面からより積極的にかかわることが強調された。また、「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めたときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うもの」とされ、いじめや児童虐待など児童生徒の心身の健康問題に、いち早く気づける立場にある養護教諭は、ゲートキーパー的な役割もあり、健康課題の予防や解決のための、健康相談や健康観察、保健指導を、養護教諭1人が行うのではなく、養護教諭を中心に、他の教職員と連携して行っていくことが、法的にも明確に示された。

ここまで、養護教諭の職務に関連した部分を中心に答申や法律における変遷を概観してきた。これらから、学校保健活動を学校内外の多職種間で協働しながら進めるうえで、養護教諭の専門的な知識やスキルを発揮し中心的な役割を担うこと、また、保健指導や保健学習等の保健教育においても、重視され期待されていることが分かる。そのため、現代の養護教諭には、子どもたちの健康保持増進や、様々な健康課題に対応するために、医学、看護学および発達心理学等の養護教諭の実践に必要な幅広い専門知識はもとより、学校内外の多職種をつなぐコーディネートスキルやコミュニケーションスキル、さらに、児童生徒個人や集団における、健康課題発見および分

析スキル、課題解決や予防のための企画スキルや教育スキル、多様化し変化する健康課題に即応できるスキルが求められている。なお、多くの小中高校では、養護教諭は1校につき1人か2人しか配置されていないことから、職務に対する主体性、自律性がより求められる職種といえる。

2. 本学看護学部看護学科教職課程における養護教諭養成専門科目の概要

(1) 本学における養護教諭養成

本学では、看護学部看護学科教職課程において、看護師養成大学としての強みを生かすとともに、前述した、現代の養護教諭に求められる様々な知識やスキルを学生が修得することを目指している。特に本稿では、養護教諭養成に特化した科目であり、教育職員免許法施行規則上の科目区分における「養護に関する科目」に含まれる、学校保健、養護概説、健康相談活動の理論及び方法に焦点を当て概説する。なお、健康相談活動の理論及び方法は、本学での科目名は「学校における健康支援活動」である。また、これら3科目はいずれも、教育現場での臨地実習である養護実習を行う前の学部4年次前期までに履修し、専門知識や実践力における基礎的部分の修得をねらいとしている。

なお、本学看護学部においては、教育理念に基づき、課程修了時に獲得していることが期待される能力として、以下のディプロマ・ポリシー（以降、DPと表記する）を設定しており（2021年度聖路加国際大学 教育に係る方針等に関する規程 2021：4）、各科目はこれらのDP獲得と関連づいている。なおDPは、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるものと定義されている（文部科学省 2016）。

1. キリスト教の愛の精神に基づき、あらゆる対象者を理解し援助関係を形成する能力
2. 保健医療福祉においてリーダーシップを発揮し、協働する能力
3. 物事を深く探究する能力
4. 根拠に基づきあらゆる対象に最適な看護を実践する能力
5. 専門職として倫理的な態度を身につけ研鑽し続ける能力
6. グローバルな視点を持ち、健康課題を捉える能力
7. 看護の対象に最適な看護を提供することを目指し、看護実践の改善に関与する能力

(2) 学校保健

まず、学校保健について述べる。本科目は、学部2年次の後期に履修する。学習目標を「学校保健の概要、具体的な活動内容、その中心的役割を担う養護教諭や教職員等の役割について理解する」こととし、本学看護学部DPの、「3. 物事を深く探究する能力、4. 根拠に基づきあらゆる対象に最適な看護を実践する能力、5. 専門職として倫理的な態度を身につけ研鑽し続ける能力」と関連づいている。到達目標として、「1. 学校保健の概要および活動内容を具体的に説明できる、2. 児童生徒の心身の成長発達と、健康課題を説明できる、3. 児童生徒への関わりと支援方法を説明できる、4. 保健教育の意義と方法について説明できる、5. 学校保健活動における、養護教諭の役割を説明できる」ことを目指している。学校保健活動における、学校教育との関連、活動の領域構造、各活動の法的根拠・意義・方法等の包括的内容、および活動の対象となる児童生徒の特性や、協働関係の対象でもある教職員に関すること等を扱う。養護教諭も含めた教職員全体や関係者により行われる学校保健活動を、それぞれ立場の役割を意識し、俯瞰的に捉える力を養う。具体的には、学校教育、学校保健の領域（保健教育、保健管理、組

組織活動)の構造、関係法規、学校保健・安全計画、子どもの成長発達、現代的健康課題、各種活動(健康観察・健康相談、健康診断、保健調査、疾病管理・救急処置・疾病予防、感染症予防、学校環境衛生、安全危機管理、学校安全計画、健康教育・保健指導、学校保健組織活動、教職員の健康管理を中心に学修する。また、現職養護教諭や養護教諭経験者からの教育現場での実際について学ぶ機会がある。

(3) 養護概説

養護概説は、学部3年次の前期に履修する。学習目標を「養護教諭の役割を理解し、実践力の習得及び実習への展望を持ち、養護教諭としての意識向上を目指す」とし、本学看護学部DPの、「2. 保健医療福祉においてリーダーシップを発揮し、協働する能力、3. 物事を深く探究する能力、4. 根拠に基づきあらゆる対象に最適な看護を実践する能力、5. 専門職として倫理的な態度を身につけ研鑽し続ける能力」と関連づいている。到達目標として、「1. 養護教諭が行う保健室経営、保健管理、保健教育、相談・援助、および組織活動などの実際について具体的に説明し、基礎的部分を実践できる、2. 児童生徒の心身の健康状態及び発達段階における特性や課題を説明できる、3. 養護教諭の資質や力量を高めるための養護教諭の実践に関する討議ができる」ことを目指している。ここでは、養護教諭の職務を中心に、養護の概念や保健室の機能といった養護活動の基盤となる抽象概念と、主に健康診断と保健教育を扱い、演習、グループワーク、ディスカッション、発表を通し、実践力を養う。具体的には、養護活動に関わる概念を整理、発表し、学生同士のディスカッションにより深める。健康診断については、実際に実施することを想定し、計画立案、学校医等の関係者間の調整、保護者・教職員向け実施要項の作成、保健管理および教育活動としての

活用、実施の準備や会場設営、当日の運営、事後措置等を体験的に学ぶ。学習指導要領に基づく保健学習においては、学習指導要領をもとに、保健学習の系統性や他教科との関連、児童生徒の発達理解、学習方法等を検討し、実際に指導案を作成し、模擬授業を行う。また保健指導として、多くの学校で毎月発行される保健だよりの作成を行う。また、次年次に履修する学校における健康支援活動の導入として、健康相談活動のロールプレイを体験する。

（４）学校における健康支援活動

最後に、学校における健康支援活動について述べる。本科目は、学部４年次の前期、養護実習の直前期間に履修する。学習目標を「養護教諭の専門性と保健室の機能を生かした実地的な児童生徒への適切な対応について基本的知識と技術を習得する」ととし、本学看護学部DPの、「４．根拠に基づきあらゆる対象に最適な看護を実践する能力」と関連づいている。到達目標として、「１．養護教諭がおこなう健康観察および健康相談の意義と養護教諭の役割について説明できる、２．児童生徒の発達段階や社会的背景に応じた健康観察（問診・検査）を実践できる、３．緊急性・重症度の判断、および基本的な救急処置を実践できる、４．保健室に来室する児童生徒への対応、その他の児童生徒、保護者、教職員、関係機関等への対応、および課題に対する組織的活動について、説明し実践できる」ことを目指している。これまで学んできた、学校保健や、養護概説、その他、看護関連科目および実習、学校教育の関連科目等における学びを有機的に統合し、より教育現場に即した実践力の基礎を養う。具体的には、外科、内科、心理的な症状に対する救急処置活動や、アナフィラキシー症状や熱中症といった急を要する場面での救命活動、いじめ・ネット依存、保健室登校、自殺、性に関する課題といった現代的な健康課題について、ロールプレイやディスカッション

を通して、児童生徒への対応スキル、学校内外の関係者や学外機関との協働関係の構築、および平常時の支援体制づくりについて、実践的に学ぶ。

（５）本学における養護教諭養成における科目間の関係

ここまで、本学看護学部で養護教諭養成の専門科目として、学校保健、養護概説、学校における健康支援活動の科目構成を概観してきた。その他の養護専門科目として、養護実習と教職実践演習が、学部４年前期から後期に設定されている。これらの養護専門科目における専門性発展のイメージを図１に示す。学年が上がるにつれ、基礎的な知識とスキルの獲得、基礎的な実践スキルの獲得、実践スキルの活用と応用、実践体験の意味づけと実践スキルの展開というように、知識やスキルが基礎から応用レベルまで修得できるよう系統的に構成されている。

（６）今後の教育現場に対応できる養護教諭の養成に向けて

近年の学校においては、下記に示すような改革が同時進行で推進されている。

①チームとしての学校

「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」と、目指すべき学校像が示されている（文部科学省 2015）。

②学校における働き方改革

文部科学省では、平成 28 年に実施された教員勤務実態調査では、教員の長時間労働の実態が明らかとなった（文部科学省 2016）。平

成 31 年の中央教育審議会答申を踏まえ、文部科学省から「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」が通知された（文部科学省 2019）。現在の多忙化した教員のこれまでの働き方を見直し、教員の心身が健康な状態で、授業技量の向上や、子どもたちへの効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的としている。具体的には、勤務時間の管理の徹底や、学校と教員が担う業務の明確化・適正化、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフ等の専門スタッフや外部人材の配置の拡充、授業準備や成績処理等の負担軽減にも資する統合型校務支援システムをはじめとした ICT の導入・運用の加速化等が挙げられている。

③GIGA スクール構想

GIGA スクール構想とは、社会のさまざまな場面で ICT の活用が日常となっている現代を生きる子どもたちや教員の最大限の力を引き出すことを目指す構想であり、「1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する」、および「これまでの我が国の教育実践と最先端のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す」と紹介されている（文部科学省 2021 ; 2019）

これらの改革に加え、2020 年度からの新学習指導要領が順次実施され、教育内容の見直しも求められる。これらの改革は、子どもたちや教職員の力が十分に発揮されるための取り組みである。一方で、その取り組みの過渡期である現在は、これまでとは異なる校内システムの構築や、新しい教育スキルの獲得等、教職員や子どもたちにとって、何らかのストレスとなる可能性も考えられる。養護教

論は、それらのストレスに直面する子どもたちや、ともに協働的に子どもたちに関わる教職員に、対応していく必要がある。将来的には、さらなる国際化や情報化、高齢化等が進み社会環境の変化が、より進むことが予想される。環境の変化に影響を受けやすい子どもたちの健康課題も変化する可能性がある。今後の養護教諭には、学校全体で、何が行われ、それらが子どもたちや教職員にどのようなことをもたらす可能性があるかを予測し、対処するための方策を具体的に考え、実際に実施しその結果を評価できることが、これまで以上に求められると考えられる。

聖路加国際大学看護学部看護学科教職課程においては、先述した、養護教諭専門科目の履修をとおして、これらに臨機応変に対応できる、高い専門性や職務スキルに加え、養護教諭として就職したあとも、自ら新しい知識やスキルや態度を獲得できるような、教職としての自律性を備えた養護教諭を養成することを目指したい。

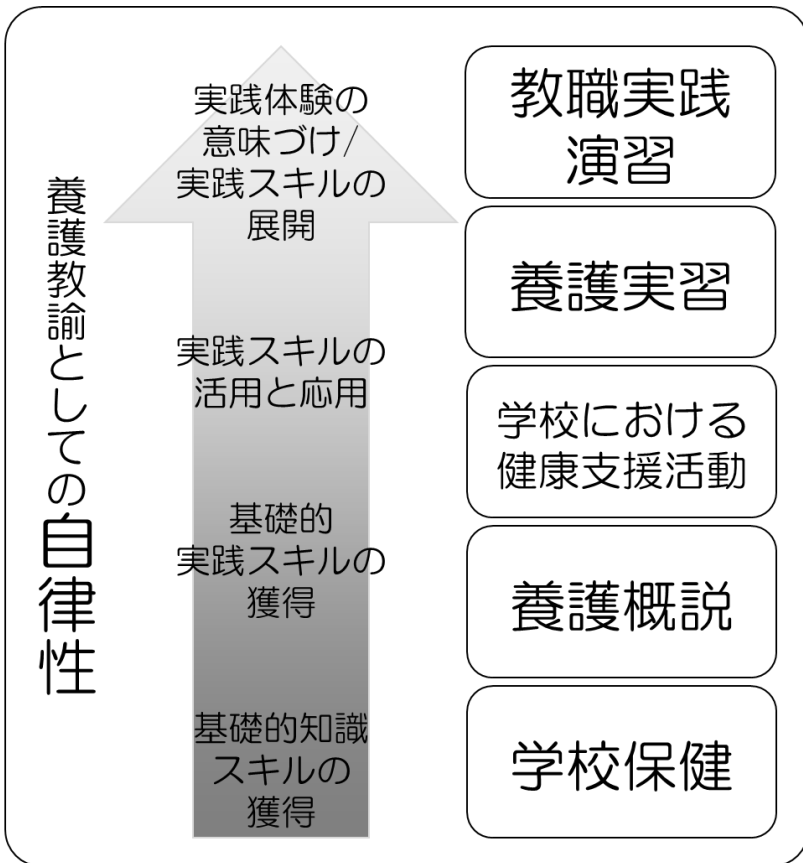


図1 本学看護学部の養護専門科目における専門性発展のイメージ

【注】

- 1) 保健室経営計画とは、当該学校の教育目標及び学校保健の目標などを受け、その具現化を図るために、保健室の経営において達成されるべき目標を立て、計画的・組織的に運営するために作成される計画である（日本学校保健会 2015）

【引用・参考文献】

文部科学省（2021）GIGA スクール構想の実現へ、

https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000000000_1.pdf

文部科学省（2019）子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育 ICT 環境の実現に向けて、文部科学大臣メッセージ

文部科学省（2019）学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）

文部科学省（2019）教育の情報化に関する手引

文部科学省（2016）「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン，中央教育審議会大学分科会大学教育部会，

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkou/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369248_01_1.pdf

文部科学省（2016）現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～，

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2017/05/01/1384974_1.pdfhttps://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2017/05/01/1384974_1.pdf

文部科学省（2016）学校現場における業務の適正化に向けて

文部科学省（2015）チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申），中央教育審議会

文部科学省（2015）保健室経営計画作成の手引平成 26 年度改訂，日本学校保健会

文部科学省（1997）生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今

後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について、
保健体育審議会答申

文部科学省（1947）児童生徒等の健康の保持増進に関する施策につ
いて、保健体育審議会

日本学校保健会（2015）保健室経営計画作成の手引 平成 26 年度改
訂

聖路加国際大学 教育に係る方針等に関する規程